

水戸基署発 1201 第 2 号  
令和 3 年 12 月 1 日

労働災害防止団体の長 殿

水戸労働基準監督署長

製造業における動力機械によるはさまれ・巻き  
込まれ災害の防止等について（協力要請）

師走の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃より、労働災害防止対策の推進につきましては、格別のご理解とご協力を  
賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署では製造業における労働災害防止のため、動力機械によるはさま  
れ・巻き込まれ災害の防止を重点として対策を推進、強化しています。

今般、動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を詳しく分析したところ、  
過去 5 年間に休業 4 日以上の死傷災害が 101 件発生しており、被災時の作業内  
容別では、動力機械の異常時等における非定常作業が 69%を占めています。(別  
添資料参照)

非定常作業の災害のうち 9 割弱では、動力機械を停止させずに作業を実施し  
たことが原因とみられ、非定常作業を行う場合は、動力機械を確実に停止させ  
てから行うことなどがが必要です。また、作業中の労働者を直接指導又は監督を  
する者(以下「職長等」といいます。)の果たすべき役割は非常に重要と考えら  
れます。

つきましては、下記事項の傘下会員事業場に対する周知・啓発を含め、動力  
機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止に一層のご協力を賜りますようお  
願い申し上げます

記

- 1 動力機械の安全カバー等の設置、非定常作業における運転停止の徹底  
動力機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等、労働者に危険  
を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い、安全カバー等を設置すること。  
特に、動力機械の異常時におけるトラブル処理、修理、清掃等の非定常  
作業においては、動力機械の運転を確実に停止させてから行うことを徹底  
する。

## 2 非定常作業の作業手順の作成

動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の多くが非定常作業において発生していることから、上記1に留意の上、非定常作業に関する作業手順を作成する。また、安全教育等を通じ、関係労働者に対し周知すること。

## 3 職長等

労働安全衛生法第60条に基づく職長等教育を実施すること。また、職長等教育を行うべき業種以外ではあるが、製造業における災害の3割弱を占める食料品製造業においても実施することが望ましいこと。

職長等に対し、新たにその職務に就くこととなった後おおむね5年ごと及び機械設備等を大幅に変更した時に、職長能力向上教育を行うものとされていることに留意すること。(令和2年3月31日付け基発0331第7号、厚生労働省労働基準局長通達)

定常作業はもとより非定常作業における職長等の果たすべき役割は重要と考えられることから、リーフレット「職長等のみなさまへ～非定常作業のはさまれ・巻き込まれ災害の防止にご協力ください～」を活用し、職長等に対し周知、啓発を行うこと。

以上